

# 令和2年度 第1回福井市国民健康保険運営協議会

日 時：令和2年10月16日（金）資料送付

## 次 第

### 1 議事

#### (1) 協議事項

- ① 福井市国民健康保険運営協議会会長の選任について

議案1

#### (2) 報告事項

- ① 令和元年度福井市国民健康保険特別会計の決算について

資料1

- ② 令和元年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について

資料2

- ③ 令和2年度国民健康保険税当初賦課の状況について

資料3

- ④ 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について

資料4

- ⑤ 福井市国民健康保険条例の一部改正について

資料5

- ⑥ 国保財政健全化に向けた主な取組みについて

資料6

#### 参考資料

- ・福井市国民健康保険運営協議会委員名簿

## 福井市国民健康保険運営協議会委員名簿

（任期：令和元年6月21日～令和4年6月20日）

選出区分	所 属	氏 名
被保険者代表	み な み 地 区	山 <sup>ヤマ</sup> 田 <sup>ダ</sup> 陽 <sup>ヨウ</sup> 子 <sup>コ</sup>
	あ ず ま 地 区	柿 <sup>カキ</sup> 中 <sup>ナカ</sup> 絹 <sup>キヌ</sup> 江 <sup>エ</sup>
	川 西 地 区	上 <sup>ウエ</sup> 山 <sup>ヤマ</sup> 幸 <sup>ユキ</sup> 美 <sup>ミ</sup>
	あ た ご 地 区	千 <sup>チ</sup> 田 <sup>ダ</sup> マ リ
国民健康保険医 及び同薬剤師代表	（一社）福井市医師会	田 <sup>タ</sup> 中 <sup>ナカ</sup> 章 <sup>アキ</sup> 善 <sup>ヨシ</sup>
	（一社）福井市医師会	吉 <sup>ヨシ</sup> 田 <sup>ダ</sup> 浩 <sup>ヒロ</sup> 士 <sup>シ</sup>
	（一社）福井市歯科医師会	堀 <sup>ホリ</sup> 江 <sup>エ</sup> 謙 <sup>ケン</sup> 一 <sup>イチ</sup>
	（一社）福井市薬剤師会	上 <sup>ウエ</sup> 原 <sup>ハラ</sup> 敏 <sup>サトシ</sup>
公 益 代 表	福井市自治会連合会	辻 <sup>ツジ</sup> 元 <sup>ハジメ</sup>
	福井市社会福祉協議会	高 <sup>タカ</sup> 畑 <sup>ハタ</sup> 和 <sup>カズ</sup> 子 <sup>コ</sup>
	福井市老人クラブ連合会	井 <sup>イノ</sup> 上 <sup>ウエ</sup> 美 <sup>ミ</sup> 智 <sup>チ</sup> 子 <sup>コ</sup>
	福井市連合婦人会	○ 田 <sup>タム</sup> 村 <sup>ラ</sup> 洋 <sup>ヨウ</sup> 子 <sup>コ</sup>
被用者保険者代表	セーレン健康保険組合	竹 <sup>タケ</sup> 内 <sup>ウチ</sup> きよみ
	全国健康保険協会 福井支部	五 <sup>イソ</sup> 十 <sup>カワ</sup> 川 <sup>ミツノブ</sup> 光 <sup>ノブ</sup> 信 <sup>ヒ</sup>

◎会長    ○副会長

福井市国民健康保険運営協議会会長の選任について

福井市国民健康保険運営協議会の会長は、福井市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により、「協議会に、会長及び副会長を置き、公益を代表する委員のうちから協議会で互選する」となっております。

当協議会の会長辞任に伴い、次の者を選任したいので、委員の承認を求める。

令和2年10月16日

福井市長 東 村 新 一

住 所 福井市 [REDACTED]

氏 名 辻 元 (福井市自治会連合会副会長)

提案理由

福井市国民健康保険運営協議会の委員変更があり会長が不在となったため、この案を提出する。

## 令和元年度 福井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

## ☆ポイント

## 歳入決算額

- ・保険税は、収納率が前年度より0.77%上回った(実績 H30 93.08% ⇒ R01 93.85%)  
ことにより増額
- ・県支出金は、保険給付費の支出が当初見込みより少なかったことによる普通交付金の減額

## 歳出決算額

- ・保険給付費は、一人当たりの保険給付費が右肩上がりの状況が続いているが、被保険者数の減少に伴い大幅な減額

## 収支

- ・令和元年度の決算は、歳入229億7,918万円に対し、歳出227億2,191万円となり、差引2億5,727万円の黒字となった

(単位:千円)

科 目	予算額	決算額	増減
国民健康保険税	4,794,309	5,037,823	243,514
使用料及び手数料	1,500	1,717	217
国庫支出金	0	2,018	2,018
県支出金	16,387,945	15,876,224	△ 511,721
財産収入	29	3	△ 26
繰入金	1,778,813	1,727,709	△ 51,104
繰越金	10,997	119,166	108,169
諸収入	167,525	214,525	47,000
<b>歳入合計</b>	<b>23,141,118</b>	<b>22,979,185</b>	<b>△ 161,933</b>
総務費	320,309	291,454	△ 28,855
保険給付費	16,046,903	15,724,387	△ 322,516
基金積立金	100,029	100,003	△ 26
諸支出金	70,812	60,682	△ 10,130
共同事業拠出金	12	4	△ 8
予備費	29,889	0	△ 29,889
保健事業費	180,023	152,244	△ 27,779
国民健康保険事業費納付金	6,393,141	6,393,138	△ 3
<b>歳出合計</b>	<b>23,141,118</b>	<b>22,721,912</b>	<b>△ 419,206</b>
会計収支(歳入合計－歳出合計)		<b>257,273</b>	
単年度収支(前年度繰越金を除く)		<b>138,107</b>	
実質単年度収支(法定外繰入金を除く)		<b>△ 44,937</b>	

## 令和元年度 福井市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算書

## ★ポイント

- 歳入 ・受診者減少(平成30年度 132人→121人)による診療収入の減額  
 ・国民健康保険診療所基金繰入金の減額
- 歳出 ・診療事業に必要な医薬品等購入の増額

(歳入)

(単位:円)

科目		平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	対前年度 比較増減額	令和元年度 備考
診療収入	国民健康保険診療報酬収入	91,915	94,511	2,596	<<開設状況>> 福井市中手町 上味見診療所 開設時間 毎週木曜日 13:45~15:15 開設日数 49日 延利用者数 121人
	社会保険診療報酬収入	3,724	0	△ 3,724	
	後期高齢者診療報酬収入	1,301,967	1,279,476	△ 22,491	
	その他の診療報酬収入	33,600	44,000	10,400	
	一部負担金収入	182,970	179,700	△ 3,270	
	小計	1,614,176	1,597,687	△ 16,489	
使用料 及び 手数料	診断書手数料	0	0	0	
	保健衛生活動手数料	0	0	0	
	意見書作成手数料	0	4,400	4,400	
	小計	0	4,400	4,400	
財産収入	17,112	12,006	△ 5,106	国民健康保険診療所基金利子	
繰入金	1,762,000	692,000	△ 1,070,000	国民健康保険特別会計繰入金	
繰越金	209,359	968,396	759,037		
諸収入	0	0	0		
歳入合計	3,602,647	3,274,489	△ 328,158		

(歳出)

(単位:円)

科目		平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	対前年度 比較増減額	令和元年度 備考
総務費	一般管理費	1,673,807	1,711,313	37,506	事務諸経費 1,670,270
					施設維持管理費 41,043
医業費	医療器具費	0	0	0	
	医療用消耗品費	939,508	983,543	44,035	医薬品費
	医業費	3,824	4,438	614	諸検査費
	小計	943,332	987,981	44,649	
基金積立金	17,112	12,006	△ 5,106	国民健康保険診療所基金積立金	
予備費	0	0	0		
歳出合計	2,634,251	2,711,300	77,049		

歳入歳出差引残額 563,189 円 を 令和2年度に繰り越した。

## 令和2年度国民健康保険税当初賦課の状況について

☆ポイント  
課税額等の比較

- ・課税額は、税率設定時より174,651千円の増額
- ・収納率が努力目標値どおりならば、収入額は202,271千円の増収見込み

### ○ 世帯・被保険者数

区分	世帯数	被保険者数
税率設定時	27,688世帯	43,943人
当初賦課	29,676世帯	44,592人
増減	1,988世帯	649人

※税率設定時…運営協議会答申時(2月3日)

※当初賦課…令和2年7月

※税率設定時の数値は、年度平均値

### ○課税額等の比較

	基礎賦課額 (保険税軽減前)	被保険者数	一人当たりの 課税額	収納率	収入予測額
税率設定時	5,340,041,246円	43,943	121,522円	93.08%	4,970,510,392円
当初賦課	5,514,692,606円	44,592	123,670円	93.80%	5,172,781,664円
増減	<b>174,651,360円</b>	649	2,148円	0.72%	<b>202,271,272円</b>

※当初賦課における収納率(93.80%)は、市納税課の令和2年度の努力目標値

### ○令和2年度保険税率(参考)

区分	所得割		資産割		均等割		平等割	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
医療保険分	8.10%	+ 0.10%	0.00%	▲ 1.45%	29,600円	± 0円	17,400円	± 0円
後期高齢者支援分	2.91%	+ 0.32%	-	-	8,900円	+ 300円	5,600円	+ 200円
介護保険分	2.55%	▲0.45%	-	-	9,100円	▲800円	5,600円	▲400円
計	13.56%	▲0.03%	0.00%	▲ 1.45%	47,600円	▲500円	28,600円	▲200円

※資産割は、令和2年度より廃止

# 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について

資料 4

## 1 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて（条例第 1 1 9 条第 2 項、第 1 2 8 条）

### （1）現状

低中所得者の負担軽減と保険税負担の公平化を目的として、国民健康保険税の医療保険分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、それぞれに課税限度額が設けられている。

### （2）改正内容

国民健康保険税の課税限度額のうち、医療保険分と介護納付金分を引き上げる。

	改正後	改正前	増減
医療保険分	630,000 円	610,000 円	20,000 円
後期高齢者支援金等分	190,000 円	190,000 円	0 円
介護納付金分（※1）	170,000 円	160,000 円	10,000 円
合計	990,000 円	960,000 円	30,000 円

※1 介護納付金分 …… 40 歳以上 65 歳未満の加入者のみ負担分

### （3）施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

## 2 低所得者の保険税負担軽減の所得基準額の引上げについて（条例第 1 2 8 条）

### （1）現状

低所得者に対する軽減措置として、前年の所得が一定以下の世帯に対して、国民健康保険税の均等割額及び平等割額を段階的に 7 割、5 割、2 割軽減している。

### （2）改正内容

5 割軽減、2 割軽減について、軽減判定所得の基準額を引き上げる。

軽減区分	改正後	改正前
7 割軽減	世帯の所得が 3 3 万円以下	
5 割軽減	世帯の所得が 3 3 万円＋ （被保険者数× <b>2 8. 5 万円</b> ）以下	世帯の所得が 3 3 万円＋ （被保険者数× <b>2 8 万円</b> ）以下
2 割軽減	世帯の所得が 3 3 万円＋ （被保険者数× <b>5 2 万円</b> ）以下	世帯の所得が 3 3 万円＋ （被保険者数× <b>5 1 万円</b> ）以下

### （3）施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

### 3 国民健康保険税の減免について（附則第26条の2）

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯や事業収入等の減少が見込まれる世帯に対し、国民健康保険税を減免する。

#### （1）対象世帯

り患世帯・・・主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

減収世帯・・・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の自粛等により

主たる生計維持者の令和2年2月以降の収入が減少した世帯

（主たる生計維持者に関する要件）

- ・収入が前年比10分の3以上減少見込み
- ・収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- ・主たる生計維持者の前年の所得の合計額1,000万円以下であること

#### （2）減免対象となる保険税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期にかかる保険税

#### （3）減免額

前年の合計所得金額に応じて、全部又は一部を減額

#### （4）施行期日

令和2年6月12日



## 福井市国民健康保険条例の一部改正について

### 1 傷病手当金の支給について（附則第6項～11項）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国民健康保険被保険者の方が、感染又は感染が疑われる場合に労務に服することができず給与を受けられないときに傷病手当金を支給する。

#### （1）対象者 ①～③までのすべてに該当する方

- ①勤め先から給与の支払いを受けている方で、新型コロナウイルスに感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方
- ②感染又は感染の疑いにより、その療養のために労務に服することができず、その期間が3日間を超える方
- ③労務に服することができない期間に対する給与の支払いが受けられない方

#### （2）支給対象となる日数

就労できなくなった日から起算して4日目以降就労できない日数

#### （3）対象期間

令和2年1月1日から12月31日まで

（ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで）

#### （4）支給額の計算

1日当たりの支給額（※）×支給対象となる日＝傷病手当金の支給総額

※1日当たりの支給額＝直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷直近の継続した3か月間の就労日数×2/3

#### （5）施行期日

令和2年6月12日から施行し、令和2年1月1日から遡及適用

## 国保財政健全化に向けた主な取組みについて

### ○特定健康診査・特定保健指導による生活習慣病の予防

生活習慣病は、自覚症状がないまま進行し、心筋梗塞、脳卒中などの重大な病気を引き起こし、生活の質の低下や医療費の増大を招くことから、40～74歳の国民健康被保険者を対象に健診及び保健指導を実施し、市民の生活習慣の改善と生活習慣病の予防を図る。

#### (1) 令和元年度の実績

特定健康診査 受診者数 10,864人 (H30 11,796人) △932人  
 特定保健指導 初回面接実施者数 213人 (H30 235人) △22人

特定健診受診率及び特定保健指導終了率の推移

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
特定健診受診率	29.3%	29.8%	30.1%	33.1%	31.9%
特定保健指導終了率	14.8%	15.7%	12.7%	15.2%	11.3%

R元年度は見込値

#### (2) 令和2年度の現状と主な取組み

新型コロナウイルス感染症対策として3密を避けるため、予約制による人数制限、受診日や受診時間の分散、一回あたりの定員を縮小する等の対策をとり、7月1日より特定健診の開始、特定保健指導の積極的利用勧奨を実施した。

現状

実施方法	(当初計画)			(計画変更後)		
	実施時期	実施回数	受診者数	実施時期	実施回数	受診者数
集団	5/26～3/6	157回	4,700人	7/1～3/6	117回	3,245人
個別	5/1～3/31	-	4,400人	7/1～3/31	-	5,400人
計			9,100人			8,645人

主な取組状況

#### ○特定健康診査

- ① 自己負担金無料化
  - ・指定年齢者（40歳から5歳刻み）（平成23年度～）
  - ・住民税非課税世帯（平成24年度～）
- ② 受診券は特定健診とがん検診を左綴じの同一冊子とし、年3回に分けて送付
- ③ 広報
  - ・「ふくチャンネル」CM放送（通年）
- ④ 新規健診対象の40歳の人に対する受診勧奨
- ⑤ 協会けんぽと連携した「健トクキャンペーン」の実施
- ⑥ 受診勧奨
  - ・受診歴等に応じたハガキによる通知勧奨
  - ・SMSによる受診勧奨
- ⑦ ショッピングセンターを会場とした健診の実施（10/20ベル、11/5エルパ予定）
- ⑧ 県医師会館健診の実施（11/24予定）
- ⑨ フレッシュ健診の実施
- ⑩ 事業者からの健診情報提供
- ⑪ 治療中の医療機関からの診療情報提供

○特定保健指導

- ① 自己負担金無料化（平成24年度～）
- ② 広報
  - ・ 人間ドック当選通知送付時に特定保健指導の利用勧奨チラシを同封
  - ・ 特定保健指導のポスターを作製し、特定健診実施機関に配布
  - ・ 市政広報
- ③ 健診当日に特定保健指導の対象となる人に対し、特定保健指導の一部を実施
- ④ 特定健診の結果に基づき、特定保健指導該当者に電話や通知による利用案内
- ⑤ 委託機関による利用勧奨の協力及び国保連在宅保健師による未利用者への勧奨を実施

○人間ドックの助成状況

保健事業の一環として、被保険者の疾病の早期発見、早期治療及び自己の健康管理に資するため、健診料の一部を助成した。

(1) 令和元年度の実績

一日人間ドック 受診者数 808人 (H30 1,295人) △487人

脳ドック 受診者数 127人 (H30 153人) △26人

国保1日人間ドック1人あたりの受診費 (R元) 男性41,000円 女性44,000円 (税別)

人間ドック	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
定員 (人)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,000	
実績 (人)	1,337	1,369	1,359	1,295	808	
個人負担金 (円)	男	13,000	13,000	13,000	13,000	14,000
	女	14,000	14,000	14,000	14,000	15,000

脳ドック1人あたりの受診費 (R元) 32,550円 (税別)

脳ドック	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
定員 (人)	160	160	160	160	160
実績 (人)	157	154	148	153	127
個人負担金 (円)	11,500	11,500	11,500	12,000	12,000

(2) 令和2年度の実施状況

人間ドックを7月1日より開始し、脳ドックは昨年度同様、12月から実施予定である。

現状

種別	当初計画		計画変更後		
	実施時期	定員	実施時期	定員	受診者予定数
人間ドック	5/1~3/31	1,000人	7/1~3/31	1,000人	724人
脳ドック	12/1~3/31	160人	12/1~3/31	160人	105人
計		1,160人		1,160人	829人

## ○ジェネリック医薬品使用促進

ジェネリック医薬品の使用を一層促進するため、ジェネリック医薬品希望シールの配布や先発薬との差額通知を行い、周知・啓発に取り組んだ。

### (1) 令和元年度の実績

	H29 年度	H30 年度	R 元年度
ジェネリック医薬品使用率 (年度平均)	69.1%	73.4%	76.5%

### (2) 令和2年度 of 取組み

- ・ジェネリック医薬品と先発薬との差額通知書の送付
- ・保険証送付時にジェネリック医薬品希望シールを同封
- ・市薬剤師会の協力によるジェネリック医薬品希望シール配布
- ・協会けんぽと連携した広報

## ○収納率向上

令和元年度の収納率は、現年度課税分・過年度課税ともに前年比それぞれ、0.77%、4.19%と増加し、平成27年度以降上昇を続けている。

### (1) 国民健康保険税収納率の推移

年度	現年度収納率 (%)	過年度収納率 (%)	収入未済額 (千円)
H27	90.30	17.41	2,667,644
H28	91.20	18.12	2,460,686
H29	92.08	20.75	2,153,487
H30	93.08	23.02	1,818,418
R 元	93.85	27.21	1,446,729

### (2) 収納率を上げるための取組み

- ① 納税相談、徴収強化
  - ・全庁管理職による滞納整理
  - ・市税コールセンターによる納付勧奨
  - ・福祉保健部管理職による納税指導
  - ・休日納税相談窓口開設
- ② 口座振替の推進
  - ・納税通知書送付時に口座振替加入申込書を同封

## ○保険者努力支援制度

### 制度の概要

保険者努力支援制度は、国民健康保険の公費拡充の一環として、特定健診受診率や後発医薬品使用促進などの医療費適正化に向けた取組みや、収納率向上等の国保の適正な運営などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図ることを目的とした制度である。評価指標ごとに点数で評価し、その獲得点数に応じて交付金が国全体で決められた予算の範囲内で交付され、平成28年度から前倒しで始まり30年度から本格的に実施されている。

### これまでの補助金の実績

年度	国の予算規模 (市町村分)	満点	獲得点数	補助金額 (千円)
H28	150億円	345	156	19,161
H29	250億円	580	公表なし	31,569
H30	500億円	850	352	61,835
R元	500億円	920	486	75,876
R02	500億円	995	526	84,387

※ 令和2年度の補助金額は、交付予定額